

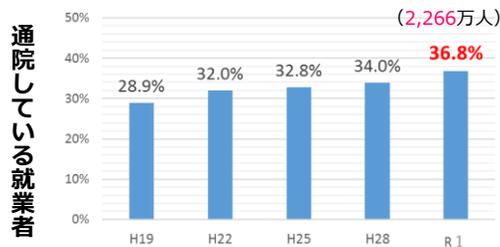
治療が必要な従業員について 相談してみませんか？

～「長野産業保健総合支援センター」で無料相談できます～

労働力人口の高齢化にも伴い、何らかの疾患で通院している労働者の割合は年々増加しており、通院している就業者は4割近くに達しています。一方、多様な人材の確保・定着は、企業の重要な経営課題となっています。

治療を受けながら働き、配慮を必要とするような従業員の治療と仕事の両立について悩み事があれば、まずは長野産業保健総合支援センターに御相談ください！（がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など反復継続して治療が必要な疾病が対象です）

労働者が疾病にかかっても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないよう適切な治療を受けながら仕事を続けられるようにし、貴重な人材資源の喪失防止を図りましょう。



データ出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

長野産業保健総合支援センター

住所 〒380-0935 長野市中御所1丁目16-11 鈴正ビル2F
TEL 026-225-8533 <https://www.naganos.johas.go.jp/>



ご利用
は無料

長野産業保健総合支援センターは、厚生労働省所管の労働者健康安全機構の機関であり、様々な産業保健サービスを無料で提供しています。

治療と仕事の両立支援では、セミナー開催のほか、次の支援を行っています。

◆個別訪問支援

両立支援促進員（社会保険労務士、保健師等の専門家）が職場を訪問し、治療と仕事の両立支援に関する制度導入の支援や、管理監督者・労働者等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

◆個別調整支援

両立支援促進員が事業場に出向いて事業場と患者（社員）の間に入り、仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。支援の実施に当たっては、ご本人の同意が必要です。

◆窓口での相談対応

治療と仕事の両立支援に関する相談に、電話・メール・面談等により対応します。面談は予約制です。（オンラインも可）